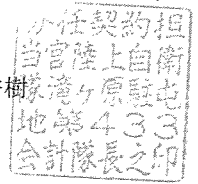


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹



下記入札(不用物品売払)を実施するので参加されたい。

1 入 札 方 法：一般競争入札

2 入 札 事 項

品 名	規 格	単位	数量	搬出場所	代金納付期限・引渡期限	備考
(使用済)油圧ショベル	SK09LC-N2	UN	1	駒門駐屯地	代金納付期限 R6. 3. 29 引渡期限 代金納付日から5日以内 (R6. 3. 29まで)	

3 代金納付期限:令和6年3月29日

4 説明会・入札執行の場所・日時

- (1) 説 明 会 場 所 陸上自衛隊駒門駐屯地
日 時 個別に調整
売払物品の現物確認を希望する場合は、13(6)に示す部隊担当者に現物確認の希望を連絡すること。

- (2) 入札執行場 所 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 業務隊隊舎1F 会計隊入札室
日 時 令和6年2月14日 10時00分

5 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班
(2) 東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)
(3) 前各号のほか、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書を適用するものとする。

6 参 加 資 格

- (1) 契約担当官から指名停止の処置を受けている期間中でない者。
(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
(3) 令和4. 5. 6年度 競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」のうち競争参加地域が東海・北陸地域の「A・B・C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に規定する「引取業者の登録」を有する者又は引取業の資格を有し、他業者に下請けさせる場合は、指示する日までに下請負承認申請書を提出し、契約担当官の承認を受けた者であること。
(8) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。

7 保 証 金

- (1) 入札保証金:免除 但し落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の5/100に相当する額を違約金として徴収する。
(2) 契約保証金:免除 但し契約者がその契約を履行しない時は契約金額の10/100以上を違約金として徴収する。

8 無 効 入 札

下記のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の示した資格のない者の入札
(2) 入札に関する条項に違反した入札
(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
(4) 電報、電話等による入札
(5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 落札決定方法：総額(税抜)とし、予定価格以上の最高価格で申し込みをした者とする。
但し落札となるべき最高入札者が二人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

- 10 契約書の作成：ア 作成する。
イ 適用する条項
「不用物品売払契約条項」
「中古品の売払いに関する特約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

11 郵便入札

郵便による場合は、入札日の前日17時00分(前日が休日又は休養日の場合は、その前日)を期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

12 注意事項

- (1) 現物確認をしなかったことによって生じる不利益は買受人の負担とする。
- (2) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (3) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合はすべて買受人の責任において処理すること。
- (4) 売払物品の使用等に際して必要になる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。
- (5) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (6) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。

13 その他

- (1) 令和6年2月9日(金)16時00分までに6(3)及び6(7)に示す各種書類を下記(6)の問い合わせ先会計隊へFAXにより提出し、発信者の責により到着の確認をすること。但し、6(7)中の下請負承認申請書については原本の提出とする。

上記期日までに書類提出がない場合は、入札参加を認めない。

- (2) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (3) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (4) 入札に参加する者で代理人が参加する場合は、委任状を提出する。
- (5) 本件入札においては郵便入札を可とする。

初度入札で郵便による入札参加者があった場合、再度入札は直ちに行わず、次の時期に実施する。

ア 場所： 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 業務隊隊舎1F 会計隊入札室

イ 日時： 令和6年2月16日 13時10分

- (6) 連絡場所 この入札に関する問い合わせ先
静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 会計隊 契約班 北野
電話0550-89-0711(内線344 FAX487)

油圧ショベルの物品・搬出場所・現場確認等に関する問い合わせ先

静岡県御殿場市駒門5-1
陸上自衛隊駒門駐屯地 機甲教導連隊4科 石川
電話0550-87-1212(内線246)

市 場 価 格 調 査

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹

契約担当官

殿

¥

(税抜)

品 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額	備 考
(使用済) 油圧ショベル	SK09LC-N2	1	UN			
	以下余白					

搬 出 先 駒門駐屯地

住 所
氏 名

入 札 書

分任契約担当官
契約担当官 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 蓮池 秀樹 殿

¥ (税抜)

内 訳

品 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額	備 考
(使用済) 油圧ショベル	SK09LC-N2	1	UN			
	以下余白					
合 計						

総 額 (含梱包運賃税)

搬出期限 令和 6 年 3 月 29 日

搬 出 先 駒門駐屯地

見 積 (入札見積期)

見本提出の有無

上記の公告又は通知に対して、「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」の契約条項等を承諾のうえ入札（見積）いたします。

なお、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

令和 6 年 2 月 14 日

住 所
氏 名